

電気通信大学スチューデント・アシスタントに関する規程

制定 平成23年3月29日規程第123号
最終改正 令和7年9月10日規程第13号

(目的)

第1条 スチューデント・アシスタント（以下、「S A」という。）制度は、電気通信大学（以下、「本学」という。）の学生が、学生支援や教育の補助業務に従事することにより、学生相互の成長を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本学学域又は大学院の在籍者とする。

(職務内容)

第3条 S Aの職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 学生生活及び教科のアドバイスに関する補助業務
- (2) 学生自習室の管理補助業務
- (3) 学内環境美化に関する補助業務
- (4) その他学長が必要と認めた業務

(雇用期間)

第4条 S Aの雇用期間は、発令日の属する年度の3月31日までの範囲内で、業務の内容により別に指定するものとする。

(勤務時間)

第5条 S Aの勤務時間は、1時間を単位とし、当該学生の教育上支障が生じないよう配慮するものとする。

- 2 勤務時間数は、原則として1日6時間以内、週10時間以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合の勤務時間数は、1日7時間以内、週28時間以内とすることができる。
 - (1) 春季、夏季及び冬季の休業期間において業務に従事するとき。
 - (2) その他学長が特に必要と認めたとき。

(給与)

第6条 S Aの給与は時間給とし、次の各号に定める額とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 学域学生 | 1,226円 |
| (2) 大学院博士前期課程学生 | 1,300円 |
| (3) 大学院博士後期課程学生 | 1,400円 |

- 2 通勤手当等は、支給しない。

(選考)

第7条 選考は掲示又はホームページで公募し、関係部署が書類審査又は面接により選考するものとする。

(守秘義務)

第8条 職務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。また、その任を離れた場合も

同様とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものほか、S A制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第77号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月16日規程第32号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日規程第105号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月10日規程第13号)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。